

記者発表（資料配付）				
月／日 (曜日)	担当事務所名 担当課名	TEL	発表者名 (担当課長名)	その他の配布先
8/31 (木) 14:00	西播磨県民局 県民交流室 環境課	ダイヤルイン (0791)58-2137	環境参事 津田 稔 (環境課長 中坪 良平)	県政記者クラブ (同時発表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

令和5年8月31日、下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、行政処分を行った。

記

1 行政処分の内容

(1) 被処分者

住 所 兵庫県姫路市兼田126番地の5
 名称及び代表者 有限会社尾上水設 代表取締役 尾上 裕正

(2) 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

(3) 処分年月日 令和5年8月31日

2 兵庫県の許可内容

・許可の種類	産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない。）
・許可年月日	平成30年9月30日
・許可番号	第02802173384号
・許可の有効年月日	令和5年9月29日
・取扱産業廃棄物の種類	汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上8種類 上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

3 処分の理由

被処分者の役員は、罰金の刑に処せられ、その執行が終わった日(令和5年3月28日)から5年を経過していないため。